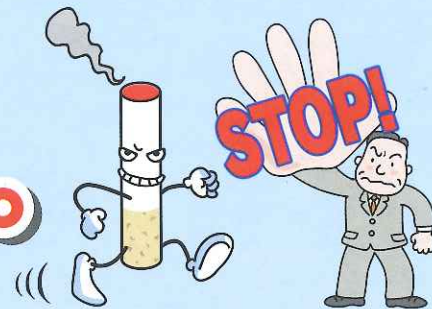


# 平成22年4月1日から 練馬区全域で 歩きタバコが禁止になります。



## 快適に暮らせる まちづくり

区では、平成9年に「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」を定め、ポイ捨てを禁止し、歩行喫煙をしないこととしました。条例施行後、地域の方々と協働でキャンペーン等の啓発活動を展開し、喫煙マナーの向上を図ってきました。

しかし、歩きタバコやタバコのポイ捨てに関する区民の要望は、年々増えています。

まちの美化や区民の安全に対する対応が求められており、新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を制定しました。

この条例では、歩行喫煙とタバコのポイ捨てを区内全域で禁止するなど、一定のルールを設けることで、喫煙マナーの向上を図り、安全で暮らしやすい地域社会の実現を目指します。

## この条例の主な内容

### ● 区内全域で歩行喫煙とタバコのポイ捨てが禁止になります

歩行喫煙は、火傷や服などを焦がす原因になります。特にタバコを持つ手の高さは、子供の顔の高さになり大変危険です。また、ポイ捨ての要因であり、吸い殻の散乱によりまちの美観を損ねます。

※歩行喫煙には自転車等の乗車中も含まれます。

### ● 喫煙者への必要な配慮を行います

タバコを吸う人も吸わない人も、ともに快適に暮らせる社会の実現を目指します。そのため人々が集まる駅周辺での歩行喫煙やタバコのポイ捨てをしないよう、駅周辺に喫煙所を設置していきます。

### ● 喫煙等禁止地区内での違反には過料を適用します

駅周辺など人通りの多い公共の場所（屋外に限る）など、特に喫煙を防止する必要があると区長が認めた地域を喫煙等禁止地区に指定します。禁止地区内では、立ち止まっただけの喫煙も禁止行為となります。平成22年度より順次指定していきます。

喫煙等禁止地区内での喫煙行為とタバコのポイ捨てについては、違反者に対して過料（金銭を徴収する罰則）を適用します。適用の開始は禁止地区の指定後、一定の周知期間を設けてから行います。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

美しいまちを  
つくりたい

